

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的に企業価値を向上させ、また各ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、経営の効率性・健全性・透明性が不可欠であると認識しており、今後ともコーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

具体的には、法令等の遵守、実効性ある内部統制、タイムリー・ディスクロージャー、独立性ある監査・監督機能等を意識し、企業活動を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則のすべてを実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小田 健太郎	2,321,864	29.78
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	363,300	4.66
ディップ株式会社	358,400	4.60
五味 大輔	260,000	3.33
楽天証券株式会社	220,600	2.83
初雁 益夫	150,000	1.92
株式会社博報堂	142,100	1.82
株式会社NTTデータ	130,000	1.67
上田八木短資株式会社	100,000	1.28
アイリッジ従業員持株会	99,218	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
有賀 貞一	他の会社の出身者											
隈元 慶幸	弁護士											
藤原 彰二	他の会社の出身者								○			
田村 一幸	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
有賀 貞一	○	○	――	長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を有しており、実践的な立場から経営全般に関する助言等を行っており、今後も経営全般に関する助言・提言を期待できるものとの判断から社外取締役として選任しています。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しています。
隈元 慶幸	○	○	――	弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当該知見を活かして客観的な立場から経営全般に関する助言等を行っており、今後も経営全般に関する助言・提言を期待できるものとの判断から社外取締役として選任しています。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しています。
藤原 彰二			――	当社と資本業務提携をしているディップ株式会社に所属し、同社のソリューション事業本部長兼クロスプロダクト統括部長を務め、マーケティング分野、DX分野及びAI分野に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、実践的な立場から助言・提言を頂戴することで当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献が期待できると判断し社外取締役として選任しています。なお、藤原氏は、ディップ株式会社の使用人であり、同社より給与等の報酬を受けており、今後も受ける予定です。
田村 一幸	○	○	――	公認会計士としての経験と専門知識、大手証券会社における経験と専門知識を有しており、当該知見を活かして客観的な立場から経営全般に関する助言・提言が期待できるものとして選任しています。また、一般株主と利益相反が生じる恐れがない者と判断し、独立役員として選任しています。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

現在は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は定めませんが、必要に応じ、経営管理本部にて、職務の補助を行っています。なお、監査等委員会がその職務を補助すべき特定の使用人の設置が必要な場合に、監査等委員会はそれを指定できるものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、会計監査人及び内部監査担当者は、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的としてストックオプション制度を導入しています。
また、これとは別に、2021年6月29日開催の第13回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議され、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、割当てを受ける譲渡制限付株式の総数は30,000株を上限とする決定をしています。なお、譲渡制限期間内に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、対象取締役に割り当てられた株式を無償で当社が取得するものとなります。この譲渡制限付株式報酬制度につきましては、取締役会にて役員報酬制度の見直しを行うべく、外部専門機関の指導・助言を受け、同制度の導入決議に至っています。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、社内取締役、従業員、子会社の取締役及び子会社の従業員に付与しています。
当社の経営の健全性と社会的信頼の向上を図ることを目的として、社外取締役に付与しています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示はしていません。
取締役の報酬等は、それぞれ総額で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

具体的な決定方針については、次のとおりです。

(取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針)

・基本方針

当社の取締役に対する報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責及び当社への貢献度等を踏まえた適正な水準となることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬(金銭報酬)及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

・基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定報酬とし、役位、職責、当社への貢献度に応じて、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

・非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、対象取締役に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額20,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人部分を除く。)かつ、当社が発行又は処分する普通株式の総数は年間30,000株以内(ただし、普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合は、分割比率・併合比率に基づいて合理的な範囲内で調整を行う。)とする。取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定する。

・金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬の額及び非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、適切な支給割合となることを方針とする。

・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬については、代表取締役が原案を作成し、社外役員を過半数とする社長、社外取締役及び社長が指名した者で構成する協議により決定する。

非金銭報酬については、取締役会の決議により取締役個人別の割当株式数を決定する。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役のサポートは、経営管理本部にて行っており、会議資料の事前配布・補足説明等を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会、監査等委員会を設置するとともに、日常業務の活動方針・状況を審議・報告する経営会議を設置しています。また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従い、代表取締役社長の指揮命令の下、業務執行しています。

(1)取締役及び取締役会

取締役会は取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名(うち社外取締役1名)、取締役(監査等委員) 3名(うち社外取締役3名)で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っています。取締役会は原則として毎月1回開催しています。

(2)監査等委員会

監査等委員会は監査等委員3名(うち社外取締役3名)で構成され、各監査等委員の監査実施状況の報告や協議等を行っています。監査等委員会は原則として毎月1回開催しています。

(3)経営会議

当社の経営会議は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員、執行役員並びに社長の指名する者で構成され、原則として毎週1回開催し、経営課題等を審議するとともに業務執行に係る協議及び報告を行っています。

(4)会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しています。同監査法人及びその業務執行社員と当社との間には、特別な利害関係はありません。なお、第17期事業年度において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

・継続監査機関

13年間

・業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 久世浩一
指定有限責任社員 業務執行社員 石川喜裕
・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士8名
会計士試験合格者7名
その他15名

(5)責任限定契約の内容の概要
当社は、取締役(監査等委員)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

3.現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役4名を選任しております。当社では、社外取締役の有する会社経営、会計財務、企業法務等に関する経験や専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査を行うことにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しています。
当社は、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる向上及び意思決定の迅速化を図るため、2016年10月25日開催の第8回定時株主総会後、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1.株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主総会における議決権行使の円滑化のために、株主総会招集通知の早期(開催日の3週間前以上)発送に関して、決算業務の早期化を図り、招集通知作成の早期化等の社内体制の整備に取り組んでいます。 2025年6月25日開催の第17期定時株主総会の招集通知を発送前の2025年5月30日に当社ウェブサイト及び東京証券取引所のウェブサイトにて早期開示しています。
集中日を回避した株主総会の設定	他社の株主総会が集中する日を避けるとともに、株主の利便性を考慮して出席しやすい場所を柔軟に選定するように取り組んでいます。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権行使を可能としています。

2.IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けの説明会やセミナーに定期的に参加しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算発表後及び本決算発表後の年2回、決算説明会を予定しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、決算説明会資料、招集通知等につきまして、当社ホームページのIRサイトに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部にて担当しています。	

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	倫理規程にて、ステークホルダーに対して公正かつ誠実に対応する旨、定めています。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、ステークホルダーの適格な理解を得ることを目的に、企業活動における重要な会社情報の適時・適切な開示に取り組んでまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第6号に基づき、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしています。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

- 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役等(会社法施行規則第110条の4第2項第5号イに定める「取締役等」をいう。以下同じ)及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社の取締役及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
- 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、会計参与及び使用人、並びに子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 反社会的勢力を排除するための体制

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社及び子会社において反社会的勢力対応規程を定め、その基本方針として、反社会的勢力との一切の関係を遮断します。また、不当な要求等を受けた場合には、毅然とした姿勢で組織的に対応し、いかなる場合においても、反社会的勢力との取引を行わず、金銭その他の経済的利益を提供しません。

経常的な取り組みとしましては、新規取引先については、社外データベース等による情報収集を行っております。また、継続取引先についても年1回、同様のチェックを行い、反社会的勢力との関係排除に努めています。取引先との間で締結する基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を定めています。

その他

1. 買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) コーポレート・ガバナンス体制について
模式図(参考資料)をご参照下さい。

(2) 適時開示体制について
当社は、適時開示の担当部署を経営管理本部とし、取締役CFOを責任者としています。
当社は、会社法、金融商品取引法等関係諸法令はもとより、取引所が定める適時開示規則に則った情報開示に努めてまいります。収集された情報は、逐次、適時開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを経た上で公表すべき情報は適時に公表してまいります。

